

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 智誠会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市宇宿1丁目31番6号
- (3) 設立認可年月日 平成 2年 7月 26日
- (4) 設立登記年月日 平成 2年 8月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	大山眼科医院	鹿児島県鹿児島市宇宿1丁目31番6号	一般病床 6床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和4年9月16日 令和3年度決算の決定
- (3) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし
- (4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし
- (5) その他
なし

様式 2

法人名 医療法人 智誠会
 所在地 鹿児島市宇宿1丁目31番6号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5年 7月 31日現在)

1. 資 産 額 72,282 千円
 2. 負 債 額 60,176 千円
 3. 純 資 産 額 12,106 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	25,564
B 固 定 資 産	46,718
C 資 産 合 計 (A+B)	72,282
D 負 債 合 計	60,176
E 純 資 産 (C-D)	12,106

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 智誠会
 所在地 鹿児島市宇宿1丁目31番6号

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和 5年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	25,564	I 流動負債	831
II 固定資産	46,718	II 固定負債	59,345
1 有形固定資産	42,092		
2 無形固定資産	41	負債合計	60,176
3 その他の資産	4,585		
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	5,005
		II 積立金	7,101
		純資産合計	12,106
資産合計	72,282	負債・純資産合計	72,282

様式4-2

法人名 医療法人 智誠会
 所在地 鹿児島市宇宿1丁目31番6号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	47,820
2 事業費用	50,162
本来業務事業損失	2,342
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	2,342
II 事業外収益	1,302
III 事業外費用	
経常損失	1,040
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	1,040
法人税等	72
当期純損失	1,112

法人名 医療法人 智誠会
所在地 鹿児島市宇宿1丁目31番6号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 智誠会
理事長 大山 光子 殿

私は、医療法人智誠会の令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月15日

医療法人 智誠会
監事 瀧井 美保子